

農林水産物及び食品の輸出力強化を求める意見書

政府は、2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、2030年には5兆円の実現を目指す目標を掲げている。そのような中、2012年に4,497億円だった輸出額は、2018年の速報値で9,068億円と増加し、目標達成に向けて順調に推移している。

世界中で日本食がブームとなる中、2013年12月に「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを契機に、農林漁業者及び食品事業者の所得向上に結び付けるため、国内外の食市場を積極的に取り込み、日本食及びその食文化への理解をより確固たるものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を創造していく必要がある。

よって、政府においては、2016年にとりまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者及び食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 市場情報の一元的な把握、集約及び提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化、生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援及び輸出先国の動植物検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
- 2 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化及び最新の鮮度保持輸送技術の普及促進や新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
- 3 輸出先国の輸入規制等の緩和と撤廃に向けた取組を強化するとともに、生産・加工・集荷拠点、物流拠点、海外拠点等のインフラ整備及び手続や制度の改善など輸出サポート体制等の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

内閣総理大臣
農林水産大臣 宛て
経済産業大臣

福島県議会議長 吉田栄光